

JTB旅ホ連会員施設の経営者・従業員のための**福利厚生制度**です

加入費
(一人)1ヶ月当り

プランA
お手軽プラン 300円

プランB
充実プラン 700円



普通加入員の
加入年齢上限が
引き上げられました!!

2025年度版

JTB旅ホ連共済

暮らしのそばに、未来に



— JTB旅木連共済 —

傷害総合保険 + 給付

(急激かつ偶然な外来の事故によるケガ) (慶事・弔慰・見舞金)

<2025年4月1日時点で> 70歳未満の方なら、正社員に限らず、契約社員・パート・また、JTBとの契約当事者（「特別加入員」といいます）に限り、(2025年4月1日時点で)

保険

傷害事故に支払われます。

死亡・後遺障害保険金

後遺障害保険金は、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。



お手軽プラン (プランA)	650万円 (業務上災害または通勤災害)
充実プラン (プランB)	1,000万円 24時間補償

※他社で同様の保険に加入している場合でも、重複してお支払いします。

被害事故補償保険金

犯罪被害による事故またはひき逃げによる事故により、死亡または所定の重度後遺障害を被った場合、上乗せして保険金をお支払いします。



お手軽プラン (プランA)	セットされません
充実プラン (プランB)	上限 1,000万円 24時間補償

※他社の同様の保険に加入している場合、重複して支払われない場合があります。また、加害者からの賠償金等は差し引かれます。

傷害保険金の支払い事例

事故死亡【充実プラン(プランB)の場合は24時間補償】

- 通勤途中の事故死亡
- 就業時間外の事故死亡（対象はプランB）

事故後遺障害【充実プラン(プランB)の場合は24時間補償】

- 調理中、カッター機械による指の切断
- 客室の修復中に電動ノコギリで指の切断



詳しくは別紙「団体『傷害総合保険』のご案内」をご覧ください。



年間加入費が、

お手軽プラン(プランA)

3,600円

充実プラン(プランB)

8,400円

で、この内容です！

アルバイトの方も加入でき、75歳まで継続して加入できます。（更新手続きは毎年必要です。）75歳未満の方が加入でき、85歳まで継続して加入できます。（更新手続きは毎年必要です。）

給付

慶事・弔慰金額は、**お手軽プラン A** **充実プラン B** 共通

（注）複数の加入員が関係する場合は、該当する加入員それぞれに給付します。

慶事金

結婚祝金

加入員の結婚
(入籍日基準)
加入員
1名につき
2万円

出産祝金

加入員の
子供の誕生
加入員
1名につき
2万円

入学祝金

加入員の子供の入学
(小・中学校)
加入員
1名につき
1万円

古希祝金

満70歳を
迎えた加入員
3万円



※古希祝金については
①満68歳までに加入
②加入継続が5年以上
を満たした方に給付します。

療養(休業)見舞金

業務上災害または通勤災害
による4日以上の休業



休業期間 お手軽プラン(プランA) 充実プラン(プランB)

4日～30日 3万円 一律

31日～60日 6万円 10万円

61日以上 10万円

※原則として労働基準監督署の認定が必要です。

弔慰金

加入員本人

一般の病気や
ケガによる死亡
10万円

配偶者・子

3万円

父・母

加入員と同居する
配偶者の父母を含む
1万円



通院見舞金

業務上災害または通勤災害により
90日以内に10回以上通院した場合



お手軽プラン 充実プラン

一律 2万円 一律 3万円

※療養見舞金または入院見舞金の給付を受けた場合は給付されません。

※給付金を併給しない場合の詳細は規約第45条を参照ください。

入院見舞金

一般の病気やケガ(私傷病)
による入院



入院期間 お手軽プラン(プランA) 充実プラン(プランB)

1日～3日 5千円 1万円

4日～6日 1.5万円 2.5万円

7日以上 3万円 5万円

入院見舞金: 注意事項

出産・検査のための入院は対象外です。
但し、正常でない分娩により14日以上入院した場合は給付します。

● 災害見舞金 (1施設につき) お手軽プラン(A) 一律 5万円 充実プラン(B) 一律 10万円

地震・台風・火災等の災害により旅館・ホテルが直接被害を被り2日間以上営業不能となった場合（ライフライン等の遮断による休業も含みます。）
※JTBとの契約当事者である特別加入員または施設の常勤役員（支配人等）が、旅木連共済に加入している旅館・ホテルが対象です。また、被災事実が確認できる書類が必要です。

● 喜寿祝金 お手軽プラン(A) 充実プラン(B) 共通 5万円 満77歳を迎えた特別加入員

JTB旅木連共済の特色

旅木連会員だけのメリットです

JTB協定旅館ホテル連盟の会員施設の経営者・従業員のみが加入できる、傷害総合保険付き福利厚生制度です。

1施設一人からでも加入できます

施設全員でのご加入は勿論ですが、経営者のみ、従業員のみ、また有志の皆様方だけでもご加入いただけます。

[また、国籍は問いませんので外国人の皆様も加入できます。雇用契約を締結すれば、社員・パート社員・アルバイトの方も加入できます。但し、職種級別B級(専属のバス運転手、建設作業者等)の方は追加代金が必要となります。]

新規加入は随時可能です

加入期間は4月1日(0時)～翌年の3月31日(24時)迄ですが、新規加入や追加加入は年度の途中でも手続きできます。

[団体「傷害総合保険」の詳細は別紙、団体「傷害総合保険」のご案内をご覧ください。]

**JTB旅木連共済は、
旅木連会員の声により1987年に設立されました。**

旅木連共済を活用されている加入者様のリアルな声をご紹介します。



「会社の制度と組み合わせて活用し、従業員の福利厚生制度の充実に役立てている。」

(滋賀県・ホテルOO様)

「加入費が安価なわりに、給付内容が充実している。」

(山口県・ロロホテル様)

「入院見舞金が『日帰り入院』から適用となるのでありがたい。」

(高知県・△△旅館様)

「必要書類が簡素化されているので、申請する本人の負担が少なくてよい。」

(鹿児島県・旅館☆☆様)

よくある質問

みなさまから多く寄せられるご質問をご紹介します

Q

給付の申請の仕方がわからないのですが?

A



規約の冊子に、各種申請の様式が載っています。

旅木連ネット「やどこむ」より申請書フォームをダウンロード。

URL <https://www.ryoren.ne.jp>

申請書フォームに必要事項を記入。

*控えとしてお手元にコピーを保管してください。



旅館・ホテルの管理者(窓口の方)から、給付事由を証明する書類のコピーとともに申請書原本を郵送。

【郵送先】
〒113-0034
東京都文京区湯島3丁目37-4 5階
JTB旅木連共済事務局

注:申請書に公印が押印されている場合、在籍を証明する勤務表などの送付は不要です。

Q

給付の申請をし忘れていたのですが、受付してもらえますか?

A

受付期間は事由の発生日から2年以内です。



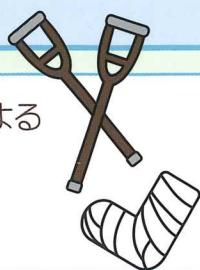
Q

療養見舞金はどのような場合に給付されますか?

A

お手軽プラン(プランA)、充実プラン(プランB)とも業務上災害、通勤災害による4日以上の休業に対し給付されます。例えば、下記のような場合です。

- 配膳準備の移動中に階段から転倒、鞄帯損傷
- 通勤途中、路面凍結で転び脛骨骨折



加入から給付申請・支給と保険金申請・支払いまでの流れ

加入の流れ

旅館・ホテル
従業員
経営者

旅木連共済
事務局

保険金の申請・支払いの流れ

旅館・ホテル
従業員
経営者
(被保険者)

旅木連共済事務局
(保険契約者)

保険代理店

保険会社

給付の申請・支給の流れ

旅館・ホテル
従業員
経営者

旅木連共済
事務局

共済の給付金は会社または個人の指定口座に振込

保険金の支払いは個人口座へ振込(被害者又は法定相続人の口座)

※団体「傷害総合保険」の部分は別添の損害保険ジャパンパンフレットをご参照下さい。

ご契約の概要について～契約概要～

◎この書面は「JTB旅ホ連共済」の商品内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上でお申込みください。また、ご契約後も大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
◎この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、別途「パンフレット」を十分ご覧頂くことをあわせてお願いいたします。また、ご不明な点については、ご遠慮なく旅ホ連共済事務局までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みについて

この商品は「旅ホ連共済」(以下、「この共済」といいます。)でJTB協定旅館ホテル連盟加盟施設の経営者・従業員を対象として、「福利厚生の充実・補完」「万一の時の補償」を目的とする制度です。内容など詳細につきましては、「2. 紹介内容について」をご確認ください。

●給付の目的となるもの（ご契約の対象）

JTB協定旅館ホテル連盟に加盟する施設（旅館・ホテル）に勤務する経営者・従業員

2. 紹介内容について

(1)給付金をお支払いする主な場合

給付金をお支払いする主な場合を記載しております。詳しくは、「パンフレット」または「JTB旅ホ連共済規約」でご確認ください。

祝 金	結婚祝金・出産祝金・入学祝金・長寿祝金
弔慰金	本人弔慰金・家族弔慰金 ※弔慰金の給付は、私傷病での死亡時となります。
見舞金	入院見舞金・通院見舞金・療養見舞金・災害見舞金

(2)給付金をお支払いできない主な場合

以下に記載のものは主な場合です。詳しくは「旅ホ連共済規約第46条」の「給付の制限」をご確認ください。

- ①業務上災害または通勤災害であることを支給要件（通院見舞金・療養見舞金）としている給付について、労働基準監督署またはJTB旅ホ連共済の委員会が業務上災害または通勤災害として認定しなかった場合、業務上災害または通勤災害であることを支給要件としているすべての給付項目について支給しない。
- ②加入員の故意または重大な過失に起因する場合（飲酒運転および無免許運転を含む）、原則としてすべての給付項目について支給しない。
- ③加入員が新規に加入した日から1年以内に自殺した場合弔慰金を支給しない。
- ④加入員が新規に加入した日以前すでに生じていた傷病に起因して、加入日から1年未満の間に死亡した場合は弔慰金を支給しない。
- ⑤雇用期間が断続している雇用形態の加入員が雇用期間の中斷中に給付事由が発生した場合、弔慰金を支給しない。
- ⑥国内外を問わず戦争その他変乱に起因して死亡または身体障害、ケガ等を被った場合一切の給付を行わない。
- ⑦加入員が新規に加入した日以前、すでに生じていた傷病による入院については入院見舞金の支給対象とはしない。
- (上記②～⑥)については、労働基準監督署が業務上災害または通勤災害として認定した場合であっても旅ホ連共済はその給付を行わない。)

3. 共済のご契約期間について

共済のご契約期間は、1年間（4月～翌年3月）となります。年度途中に加入される場合は、加入の日からその年度の3月31日までです。詳しくはJTB旅ホ連共済事務局へお問い合わせください。また、実際のご加入の期間につきましては、パンフレットなどでご確認ください。
<更新のご案内について>毎年4月1日付で更新手続きを行います。期限までに手続きをいかない場合は、前年同条件で自動継続します。ご契約の満期日より1～2ヶ月前に、ご契約更新のご案内およびご継続のご案内をいたします。

4. 引受条件（給付金額など）について

給付金額などについて

この共済は、給付項目毎に給付金額を設定しています。

なお、「入院見舞金」および「療養（休業）見舞金」については、それぞれ「入院期間」および「休業期間」により給付金額を支給いたします。ただし、「療養（休業）見舞金」の支給にあたっては、労働基準監督署の認定が必要です。経営者など労災保険に加入していない方については、JTB旅ホ連共済の委員会が労災事故であるか否かの判断・認定をいたします。

5. 地震など天災に起因する事故について

地震・噴火・洪水・津波等の天災に起因する場合であっても給付金を支給いたします。

但し、天災に起因する場合の給付については、その総額において次の金額を支給限度とします。

- (1) 1事故あたりの給付総額は、給付事由が発生した時点における給付積立金の3分の2までとします。
- (2) 支給総額の確定、按分の方法、その他具体的な取り扱い方についてはJTB旅ホ連共済の委員会においてその都度定めることとします。

6. 加入費に関する事項について

この共済の加入費は、〈お手軽プラン（プランA）〉1年間3,600円、〈充実プラン（プランB）〉1年間8,400円となっています。年度途中に加入される場合は、加入月から3月まで1ヶ月あたり〈お手軽プラン（プランA）〉300円、〈充実プラン（プランB）〉700円を一括で納入いただきます。詳しくは、パンフレットをご確認ください。

7. 加入費の払込みに関する事項（払込方法、払込期間）について

加入費は、一括して、JTB旅ホ連共済の指定する口座にお振込みいただきます。

※現在ご契約いただいている契約を更新する場合、お客様のご希望により口座振替とすることもできます。

8. 満期返戻金・配当金に関する事項について

この共済には、満期返戻金および配当金はございません。

9. 解約返戻金などの有無およびそれに関する事項について

JTB旅ホ連共済から脱退される場合には、事由が判明した時点ですみやかに事務局宛てご連絡ください。

なお、年度の途中で脱退されても、加入費は返金いたしませんが、加入資格を他の未加入者に引き継ぐことができます。（1人1年に1回のみ）詳しくは、事務局までお問い合わせください。

10. 苦情・ご相談窓口について

JTB旅ホ連共済に関する苦情・個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・ご相談窓口

JTB旅ホ連共済の内容に関する質問

JTB協定旅館ホテル連盟
旅ホ連共済事務局
(TEL)03-3834-7054

受付時間
月～金 9時30分～17時45分

ご契約の際にご注意いただきたい事柄～注意喚起情報～

◎この書面はJTB旅ホ連共済をお申込みをいたぐる際に、旅館・ホテルの皆様に特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上でお申込みください。また、ご契約後も大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
◎この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、別途「パンフレット」および「JTB旅ホ連共済規約」をご覧頂くことをあわせてお願ひいたします。また、ご不明な点については、ご遠慮なく旅ホ連共済事務局までお問い合わせください。

1. クーリング・オフ（契約申し込みの撤回など）について

JTB旅ホ連共済の契約期間は最長1年であるため、ご契約のお申し込みの撤回または解除（「クーリング・オフ」）を行うことはできません。

2. 告知義務など（ご契約締結時における主な注意事項）について

JTB旅ホ連共済の加入申込時においては、「氏名」「性別」「生年月日（年齢）」「労災加入の可否」「加入プラン」を確認します。

3. 加入資格の発生日について

JTB旅ホ連共済の加入員としての資格は、所定の手続きにより「加入または更新の申込書が受理され」、「対象者全員の加入費が事務局に入金された日」に発生します。但し集金事務の都合上、実務的には次のように取り扱います。

(1)「新規加入、追加加入または更新手続きが受理された日」とは、旅館・ホテルの方が所定の書類を発送した日の翌日を言います。

- ・郵送の場合は、消印日の翌日
- ・FAX、電子メールの場合は、送信日の翌日
- ・持参の場合は持参日の翌日

なお、「○月○日から加入」と先付の期日が記載されている場合は、その記載日が手続き日となります。

(2)「全員の加入費が事務局に入金された日」とは、次の日をいいます。

- ・加入費の收受は「会員指定の口座からの自動引落し」または「JTB旅ホ連共済の口座への振込み」のいずれかの方法によります。従って「書類の受理日」よりも「入金日」が遅れる場合があります。
- ・このため、実務上は資格発生日を次のように取り扱っています。

- ① 会員指定の預金口座からの自動引落しありまたは旅ホ連共済の預金口座への振込の場合

a. 事務局発行の請求書に記載されている「引落し日」または「振込指定日」までに入金された場合は、手続き書類の受理日を資格発生日とします。

b. 事務局発行の請求書に記載されている「引落し日」または「振込指定日」までに入金されなかった場合は、手続き書類の受理日ではなく「実際に引落しされた日」または「実際に振込まれた日」を資格発生日とします。

4. 給付金をお支払いできない場合のうち、主なものについて

契約概要2. 紹介内容について (2)給付金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

5. 加入費の払込などについて

加入費が納入されていない場合、いかなる事故に対しても、給付金は支給できません。

6. 脱退と返戻金について

契約概要9. 解約返戻金などの有無およびそれに関する事項についての記載内容をご確認ください。

7. 保険契約者保護機構について

JTB旅ホ連共済では、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

その他の事項

1. お申し込みの際、ご注意いただきこと

(1)加入登録は一人1施設です。（複数の施設を経営している経営者様の場合でも、登録は1施設のみとなります。）

(2)加入費は、別に定める場合を除き、一括して、加入お申し込み後事務局からお送りする請求書により1週間以内にお振込みください。

2. ご契約後にご注意いただきこと

(1)「加入証」は「会員番号」「加入員数」「加入員資格取得年月日」等を記載している書類です。加入証の表示内容および添付されている「加入員名簿」「規約冊子」とともに大切に保管してください。

(2)ご加入後に次の変更が生じた場合には、直ちに事務局にご連絡ください。
・加入者が退職（=脱退）されたとき
・加入者の氏名が変更となるとき
・加入者を追加するとき

個人情報の取扱説明書

JTB旅ホ連共済では、ご加入者の皆様からの信頼を第一と考え、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、ご加入者の皆様に関する情報を適正に利用・管理するとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。

(1)個人情報の収集・利用目的について

ご加入者の皆様との契約を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスをご提供させていただくために必要な範囲で情報を収集しています。これらの情報は、本人かどうかの確認、共済契約の締結、共済加入費の収受、共済金の支払等の共済に係るサービス提供の目的のために利用されます。

(2)収集する情報の種類について

ご加入者の氏名、性別、年齢、施設所在地、電話・FAX番号、1年契約で自動更新を希望される場合や給付金支払時等の指定金融機関座席情報等、共済加入申込書や給付金請求書類並びに諸手続書類にご記入いただいた情報を収集しております。

(3)情報の管理方法

ご加入者に関する情報は、正確かつ最新の内容を保つように努めています。

(4)情報の第三者への提供について

JTB旅ホ連共済では、次の場合を除いて、ご加入者の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①ご加入者が同意している場合

②法令により必要と判断される場合

③利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先などに提供する場合

④ご加入者との共済加入申込または給付金等を支払うために必要であると考えられる場合

⑤ご加入者または公共の利益のために必要であると考えられる場合

⑥共済加入申込を通知する書面を、各支部・各支部連合会事務局等に通知する場合

⑦団体「傷害総合保険」の引受け保険会社（保険代理店含む）で契約締結及び保険金お支払いの為必要な場合

(5)ご加入者からの開示、訂正の請求

ご加入者から自身に関する情報の開示の請求があった場合は、請求者が本人であることを確認させていただいた上で、業務の適正な実施に支障をきたす等、特別な理由がない限りお答えいたします。

また、ご加入者が情報を変更した場合は、正確なものに変更いたしますので内容変更届を共済事務局にご提出ください。

(6)個人情報の取扱いに関する詳細など
個人情報の取扱いに関する詳細などにつきましては、JTB旅ホ連共済事務局までお問い合わせください。

●その他加入に関するご案内●

1. 加入費

- ・加入費は雇用形態にかかわりなく、ひとり年間〔お手軽プラン(A)〕:3,600円〔充実プラン(B)〕:8,400円です。
- ・年度途中に加入される場合の加入費は下記のとおりです。
- ・年度途中のプラン変更はお手軽プラン(A)から充実プラン(B)への変更のみ可能です。
(充実プラン(B)からお手軽プラン(A)への変更はできません。)

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
お手軽プラン(A)	3,600円	3,300円	3,000円	2,700円	2,400円	2,100円	1,800円	1,500円	1,200円	900円	600円	300円
充実プラン(B)	8,400円	7,700円	7,000円	6,300円	5,600円	4,900円	4,200円	3,500円	2,800円	2,100円	1,400円	700円

2. 加入費の支払方法

- ・該当者全員分の加入費を一括してお支払いください。

・支払方法は、次のとおりです。

【新規加入時】…JTB旅ホ連共済の指定口座にお振込み願います。(振込手数料は加入者のご負担となります。)

【年度更新時】…あらかじめご登録いただいた預金口座からの自動引落しを原則とします。

(手数料は旅ホ連共済負担)

※ご希望の場合は振込みでも可能です。(振込手数料は加入者のご負担となります。)

3. 年度と加入期間

- ・旅ホ連共済の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです。
- ・毎年4月1日付で更新手続きを行います。期限までに手続きをいたしかねない場合は、前年同条件で継続します。加入員の資格は加入の日から、その年度の3月31日までです。
- ・更新をしない場合、保険の効力は、3月31日16時で失われます。
- ・年度の途中、いつでも新規及び追加加入ができます。

4. 資格継承

- ・年度の途中で退職などにより脱退した場合、加入員資格を新たな未加入者へ引継ぐことが(1回だけ)できます。
- ・一旦納入された加入費は、脱退した場合でも返戻されません。(事実が発生した時点ですみやかにご報告いただきます。)
- ・資格継承時、充実プラン(B)からお手軽プラン(A)への変更はできません。

必ずお読みください



●団体「傷害総合保険」(死亡・後遺障害)の認定審査は全て保険会社が行い、その裁定に従います。

●その他の「業務上災害」、「通勤災害」の認定は労働基準監督署の判断に基づきますが、経営者など
労災保険に加入していない加入員については、JTB旅ホ連共済の委員会が判断・認定します。
また、右下表の場合は給付が受けられません。

適用条件	受けられない給付
加入員の故意または重大な過失による時(飲酒運転、無免許運転を含む)	全ての給付
新規に加入した日から1年内に自殺した時	弔慰金
新規に加入した日以前に既に生じていた傷病に起因して、加入日から1年内に死亡した時	弔慰金
戦争その他の変乱により死亡またはケガ等を被った時	全ての給付

※このパンフレットは、制度のあらましをご案内しています。詳しい内容は、規約の定めによります。

(2025年1月作成)

■お申込み・お問い合わせは

JTB協定旅館ホテル連盟
JTB旅ホ連共済

〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4 5階 旅ホ連本部内

TEL:03-3834-7054/FAX:03-3834-7060 受付時間/9:30~17:45(祝日を除く月~金)

Mail:kyosai7054@jtb.gr.jp

JTB旅ホ連ネット

やどこむ

検索